

## 令和7年度第1回呉市総合教育会議（令和8年1月14日）での整理事項について

## 1 ウェルビーイングについて

## 第1回呉市総合教育会議での発言内容

大之木委員	ウェルビーイングは素晴らしいことですが、ビーイングウェル（あり方やプロセス）が重要だと思います。 「ウェルビーイングをめざす必要があります、」の後ろに「その過程が重要である」と追加してはどうかと思います。
市長	総合計画審議会で書き込んでもらうように案に入れて出すのか、そういう気持ちですよということでそのままにさせてもらうのか。どうでしょうか。
教育部長	今の意見を踏まえて、もう一度言葉の精査をさせていただきたいと思いません。 過程が重要であるということは大変重要な問題だと思いますので、ちょっと時間をいただければと思います。



## 該当部分（後期基本計画の抜粋）（資料3 4ページ）

## 政策分野1：子育て・教育分野

## 2 学校教育の充実

## 現状・課題

- 子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を育成することを通して、子どもたち一人ひとりのウェルビーイングをめざす必要があります。

## 方針

追記なし

## 【理由】

「子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を育成することを通して、」

- ここまでが過程であり、過程を示すことで過程の重要性を意味していると捉えているためです。

## 2 教員を守る取組について

### 第1回呉市総合教育会議での発言内容

大之木委員	<p>安全安心な教育環境の充実というのは、対子どもたちのための考え方で施策だと思いますが、先生方を守る取組についてはどのようになっているのでしょうか。</p> <p>こういうものは、教育大綱に明記しないものなののでしょうか。</p>
市長	<p>教育大綱に明記してはいけないものではなく、むしろ、教育委員会がどういうふうに思われるかだと思います。</p> <p>敢えて大綱に書くのか、そうすると市の長期総合計画にも書くのか、それとも、教育委員会の中で実行の問題でやるのか、私はどちらでもあり得ると思います。</p>
教育長	<p>教員を守るというのは非常に大事なことで、例えば、保護者の苦情やいろいろな対応については、顧問弁護士がアドバイスをしたり、あるいは、警察との連携等も行っています。</p> <p>もう一つは、教員の働き方改革で、やはりすごく大事です。</p> <p>教員の健康を守るという部分もあり、健康でいれば、子どもの教育もしっかりできると。</p> <p>その中で、給特法が改正され、これに伴い教員の給料も処遇改善で上がっていきます。</p> <p>もう一つは、その中で、働き方改革のそれぞれの方針を国が示し、県が示す、今度、市も教育委員会会議で上程する予定ですが、こういった形でやっていきます。</p> <p>働き方改革の実行計画は、総合教育会議で報告するようになっていまして、会議へ委ねることで、大綱へは入れなくてもいいんじゃないかなとも思います。</p> <p>教育委員会の議決事項なので、そういう意味で、我々がしっかりそこで議論し、この総合教育会議で市長と一緒に議論するというのいいのではないかと思います。</p>



### 該当部分（後期基本計画の抜粋）（資料3 6ページ）

政策分野1：子育て・教育分野  
2 学校教育の充実  
施策3 安全・安心な教育環境の充実

### 方針

追記なし

#### 【理由】

本会議において、今回改定する呉市教育大綱においても、第5次呉市長期総合計画後期基本計画の関連部分を、引き続き大綱に位置付けることが適当であると確認されました。

第5次呉市長期総合計画では、施策の方向、主な取組ともに児童生徒を対象とした内容で整理されているため、その方向性を変える必要はないと考えます。

また、令和5年度～7年度に取り組んできた「学校における働き方改革取組方針」を改定し、現在、来年度から取り組む計画を策定中であり、この計画については、「令和8年4月1日改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」の規定により、総合教育会議への報告が義務付けられています。教育長の発言にもあるとおり、働き方改革については、この総合教育会議において議論することがよいと判断したためです。